天野　光次　　岡本　祐
坂野　正雄　　佐藤勝三郎
神保　光男　　高島　美秋
中村　秀敏　　橋本　充広
（三重県警視）
檜原　太郎
（廿日市市議会議員）
府川　和也
従六位に叙する（各通）
大瀧　源
正七位に叙する（各通）
菊川　健一　　北里　誠二
従七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
（筑波大学名誉教授）
従四位に叙する
河合秀二郎
佐藤　壽一
従五位に叙する（各通）
清宮　誠
日高　隆矩
正六位に叙する（各通）
浅利　清美　　足立　貢
石川　信明　　稲冨　稜次
柴田　政勝　　竹内　文司
諸井　哲二　　山崎　正志
従六位に叙する（各通）
櫛引　信利
中尾　和廣
正七位に叙する（各通）
菅原　幸徳
従七位に叙する（各通）（以上二月二十五日）
（岩手大学名誉教授）
高橋　壯
従四位に叙する
（東京大学名誉教授）
上村　澄雄
正五位に叙する（各通）
杉田　光　　中村　彦藏
（長崎県議会議員）
従五位に叙する（各通）
砂川　功　　一ノ瀬秀明
田代　守人　　田中　喜作
樋本　董　　宮脇　健
正六位に叙する（各通）
相場　利美　　有村　久雄
今鶴　昭久　　柿田　利義
河井　孝之　　菊田　芳雄
竹中　克夫　　松本　幸悦
従六位に叙する（各通）

木村　司
如澤　寛
田中　靜喜
花田　一真
廣瀬　俊和
廣畑裕一郎
横野　善彦
古後　里至
高橋　厚夫
片岡　暁夫
佐竹　省三
中島　正司
有川　環
木本　康
土屋　眞
瀬戸　邦幸
水木　繁美
高岡　亮一
谷崎　修
谷口　洋
清宮　誠
三輪　和昭
吉村　洋
高桑　英一　　塚原　孝雄
永福　喜作
由井　敏郎
大瀧　源
高山　芳雄
神保　光男
中村　秀敏
花田　一真
菊川　健一
古後　里至
橋本　充広
松元　力
片岡　暁夫
菅原　幸徳
瀬戸　邦幸
稲冨　稜次
中島　正司
水木　繁美
池添　菊見
中尾　和廣
木本　康
村田　保永
山野　武二
鷲津　正夫
吉田　正義
平柳　全
吉村　洋
宇佐美洋二朗
野村　好弘
五十嵐秀雄
輕尾　助夫
佐藤　作松
山崎　勝司

井出　喜伸　　鹿志村登美男
千葉　健一　　横濱　辰夫
正七位に叙する（各通）（以上二月二十六日）
澁谷勤治郎
正五位に叙する
清家　傳子
従六位に叙する（以上二月二十七日）
池田　司朗
従五位に叙する（二月二十八日）
中井　正博
正五位に叙する（三月二日）
○叙勲
（廿日市市議会議員）
高島　美秋
廣畑裕一郎
旭日双光章を授ける（各通）
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（以上二月二十五日）
（長崎県議会議員）
旭日小綬章を授ける
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
旭日双光章を授ける（三月一日）
（三重大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三重県警視）
瑞宝双光章を授ける（各通）
鵜飼　愼一
木村　司
檜原　太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
（筑波大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅利　清美
清宮　頼三
山野　武二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）

（岩手大学名誉教授）
高橋　壯
（東京大学名誉教授）
鷲津　正夫
瑞宝中綬章を授ける（各通）
相場　利美　　平柳　全
瑞宝小綬章を授ける
吉田　正義
瑞宝双光章を授ける（各通）
一ノ瀬秀明　　上村　澄雄
佐藤　作松　　杉田　光
瑞宝双光章を授ける（各通）

田中　萬木　　廣瀬　泰雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
澁谷勤治郎
瑞宝小綬章を授ける
清家　傳子
瑞宝双光章を授ける（以上二月二十七日）
中井　正博
瑞宝小綬章を授ける（三月二日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 占用を制限する区域

区域

久留米市諏訪野町字堂女木一九七二番四から同市諏訪野町字堂女木一九七五番二まで

福岡県八女郡広川町大字新代字馬頭一三八九番一七八から同町大字新代字西ノ谷一三三二番二八まで

福岡県八女郡広川町大字新代字西ノ谷一三三〇番一から同町大字新代字長渕一四二八番二五まで

八女市吉田字尻ノ坪七七二番四から同市吉田字小牟田々七八八番一まで

古賀市舞の里四丁目二番八地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月四日

(七) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

九州地方整備局長　森田　康夫